

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

香川県監査委員 三谷和夫  
同 大西均  
同 高田良徳  
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の超過勤務手当について、支給割合を誤って支給しているものがあつた。（中央病院）</p> <p>(イ) 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあつた。（中央病院）</p> <p>(ウ) 自家用車を使用した出張について、距離計測を誤り、旅費を多く支給しているものが散見された。（丸亀病院）</p> <p>(エ) 超過勤務等命令簿兼実績簿の勤務命令時間を誤り、超過勤務手当の支給が漏れているものがあつた。（白鳥病院）</p> <p>(オ) 前年度及び前々年度指導して</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 該当する職員について、令和2年9月給与で追加支給した。支給割合の計算について、フルタイム会計年度任用職員は支給割合の計算を正規職員と同様のシステムを今年度から使用し、計算を自動化した。パートタイム会計年度任用職員については、担当者に確認を徹底するように指導した。</p> <p>(イ) 旅費の再計算を行い、該当する職員について、令和2年7月に返納させた。また、担当者に指導を行うとともに、決裁時に旅費計算内容の確認を徹底するようにした。</p> <p>(ウ) 旅費の再計算を行い、該当する職員について、令和2年9月に返納させた。また、担当者に自家用車使用時の旅費の計算方法について指導を行うとともに、決裁時の確認を徹底するようにした。</p> <p>(エ) 該当する職員について、令和2年7月に支給した。今後は、所属長による命令時及び庶務担当者の支給前の確認を徹底することとする。</p> <p>(オ) 該当する職員について、令和</p>

いたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。また、帰着地を誤り支給額が不足しているものがあった。(白鳥病院)

イ 財産について

総勘定元帳の現金の残高と現金受払簿の年度末の残高が一致していなかった。(中央病院)

2年8月に支給した。前々年度及び前年度の指導を受け、旅費の支給前に、旅費明細を発行して受給者の確認をとったうえで、事務局の複数人で確認することとしていたが、今後はさらに、事務局側での確認体制を強化することとする。

イ 財産について

過年度の伝票処理に誤りがあったため、振替伝票による修正を行い、総勘定元帳の現金と現金受払簿の金額を一致させた。また、総勘定元帳の現金と、現金受払簿の残高が一致していることの確認を徹底するよう指導した。